

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により
詫間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするので、同法第21条第2項におい
て準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事
に意見書を提出することができる。

平成20年1月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 都市計画を変更する土地の区域
詫間都市計画区域
- 2 都市計画の案の縦覧場所
香川県土木部都市計画課及び三豊市建設課
- 3 縦覧期間
平成20年1月8日から同月22日まで